

# 富士山の火山防災計画（案）

<b>第1章 総論</b> .....	1
第1節 主旨.....	1
第2節 富士山の想定火口範囲及び予想される火山現象とその危険性.....	1
第3節 防災計画の対象とする火山現象と影響予測範囲.....	3
第4節 避難計画を作成する市町.....	3
第5節 火山情報の種類と発表基準.....	6
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	7
第1節 災害に強いまちづくり.....	7
第2節 防災関連情報の把握.....	7
第3節 火山防災知識の普及・啓発.....	7
第4節 火山観測・監視体制の整備.....	8
第5節 異常現象発見の通報.....	8
第6節 関係機関との連携体制の整備.....	8
第7節 防災訓練.....	8
第8節 噴火前に避難行動をすべき地域.....	9
第9節 自主防災活動.....	9
第10節 施設等の防災力の向上.....	9
第11節 避難に関連する情報の伝達体制の整備.....	10
第12節 避難活動に関する体制の整備.....	10
<b>第3章 災害応急対策計画</b> .....	12
第1節 情報の伝達及び広報.....	12
第2節 社会秩序維持活動.....	12
第3節 避難行動.....	13
第4節 避難勧告・指示の対象区域及び警戒区域の見直し.....	15
第5節 輸送計画.....	16
第6節 交通応急対策計画.....	16
第7節 被害拡大防止対策.....	16
第8節 一時帰宅の実施.....	16
<b>第4章 継続災害対応計画</b> .....	17



# 富士山の火山防災計画（案）

## 第1章 総論

### 第1節 主旨

この計画は、静岡県地域防災計画一般対策編第5章第2節の規定に基づき、噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山が噴火した場合に、県民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本計画に定めのない事項については、一般対策編の各計画に基づき実施する。

### 第2節 富士山の想定火口範囲及び予想される火山現象とその危険性

国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示された想定火口範囲並びに火山活動に起因する現象及び火山活動に起因しないが発生実績のある現象とその危険性は、次のとおりである。

#### 1 想定火口範囲

- (1) 約3, 200年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺1kmの範囲を噴火する可能性のある領域とする。
- (2) 火山活動が観測された場合、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域である。

#### 2 予想される火山現象とその危険性

##### (1) 噴石

- ア 直径数cm以上の岩の破片や軽石が、噴火と同時に火口から放出される現象である。
- イ 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。
- ウ 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。
- エ 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。
- オ 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。

##### (2) 火砕流・火砕サージ

- ア 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。
- イ 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到達することが想定される。
- ウ 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。
- エ 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。

##### (3) 溶岩流

- ア 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。

イ 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。

ウ 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。

エ 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。

オ 溶岩流の流下速度が時速3km（人が歩く速度と同程度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げるのが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から3時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。

#### (4) 融雪型火山泥流

ア 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。

イ 一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。

ウ 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。

エ 融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。

#### (5) 降灰

ア 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。

イ 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。

ウ ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。

エ 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。

オ 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。

#### (6) 降灰後の降雨による土石流

ア 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。

イ 降灰堆積厚10cm以上となった溪流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。

ウ 土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。

エ 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。

#### (7) 火山性地震・地殻変動

ア 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。

イ 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。

ウ 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。

#### (8) 火山ガス

ア マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。

イ 火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。

ウ 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし、噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。

(9) 空振

- ア 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。
- イ 人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。

(10) 洪水氾濫

- ア 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。
- イ 宝永噴火後には神奈川県酒匂川などで繰り返し洪水被害があった。
- ウ 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。

(11) 岩屑なだれ

- ア 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊し、斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象である。
- イ 富士山では、約2,500年前の御殿場岩屑なだれなどの発生記録があるが、発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。
- ウ 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。
- エ 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。

(12) 水蒸気爆発

- ア 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。
- イ 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。
- ウ 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。

(13) 雪泥流

- ア 積雪期の初期、融雪期の降雨、急激な気温上昇などにより融雪が進むことによる流水が引き金となって、雪と土砂が混じって流下する現象であり、スラッシュ雪崩、雪代(ゆきしろ)などとも呼ばれる。
- イ 中世や江戸時代に富士山麓の集落を襲った大規模な雪代があったことが、古文書に記録されている。

### 第3節 防災計画の対象とする火山現象と影響予測範囲

1 この計画の対象とする火山現象は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で影響予測範囲が示された次の火山現象とする。

- (1) 噴石
- (2) 火砕流・火砕サージ
- (3) 溶岩流
- (4) 融雪型火山泥流
- (5) 降灰
- (6) 降灰後の降雨による土石流

2 この計画の対象となる各火山現象の影響予測範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された影響予測範囲とし、その影響予測範囲を富士山火山ハザードマップ(以下「ハザードマップ」という。)として図1から図3に示す。

なお、各火山現象の影響予測範囲は、噴火した場合に影響予測範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。

### 第4節 避難計画を作成する市町

避難計画を作成する市町は、ハザードマップに示された噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予測範囲を有する富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市及び小山町（以下「山体周辺市町」という。）とする。

図1 <想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予測範囲>

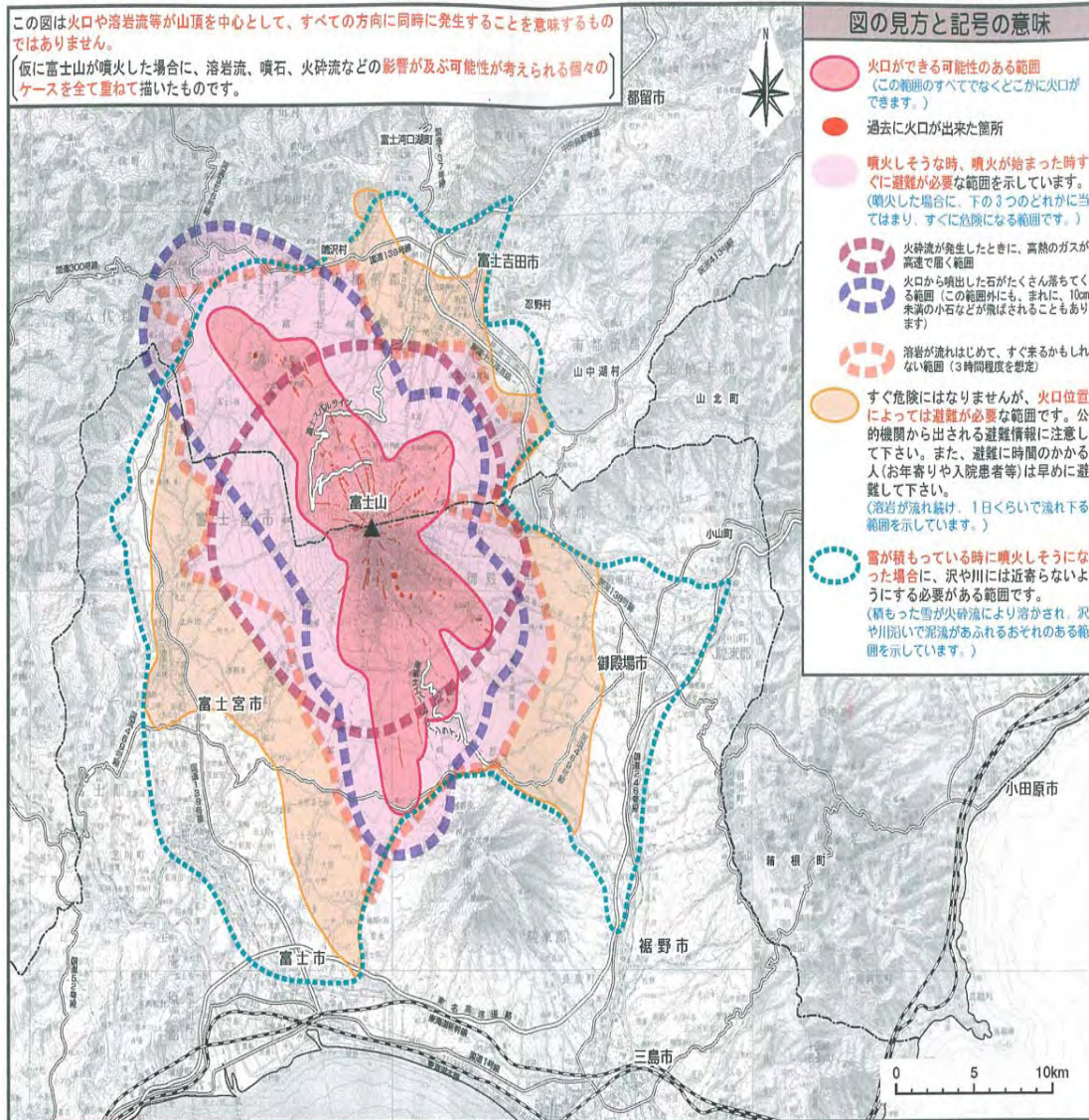




図2 <降灰の影響予測範囲>

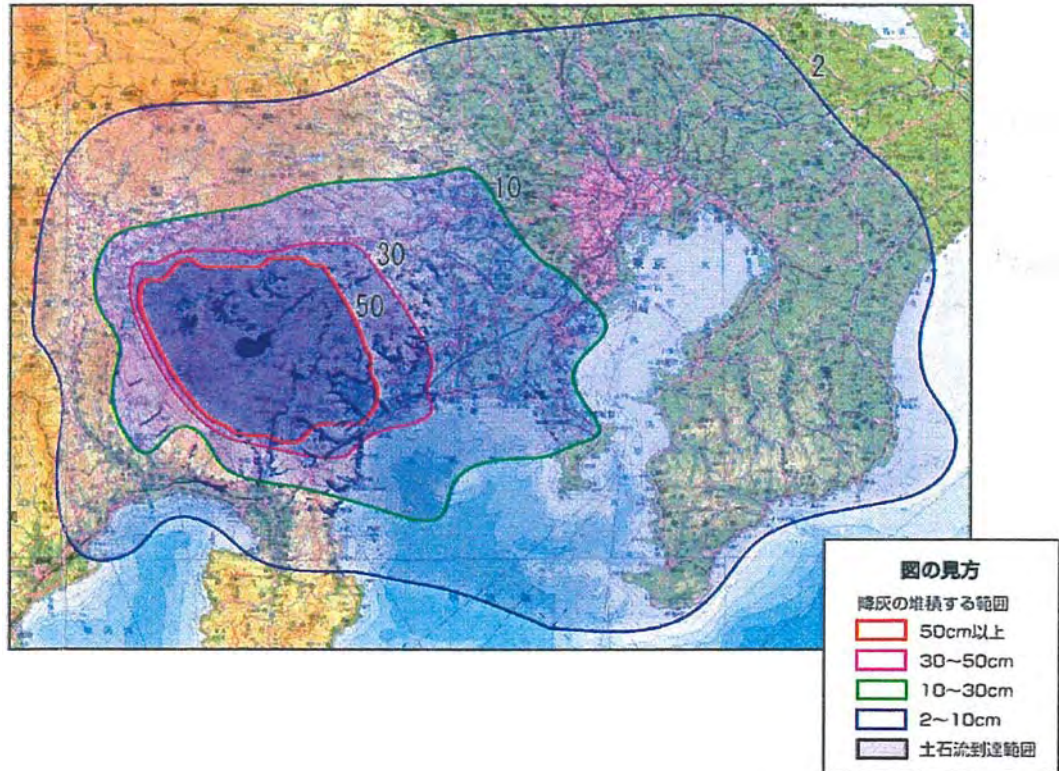
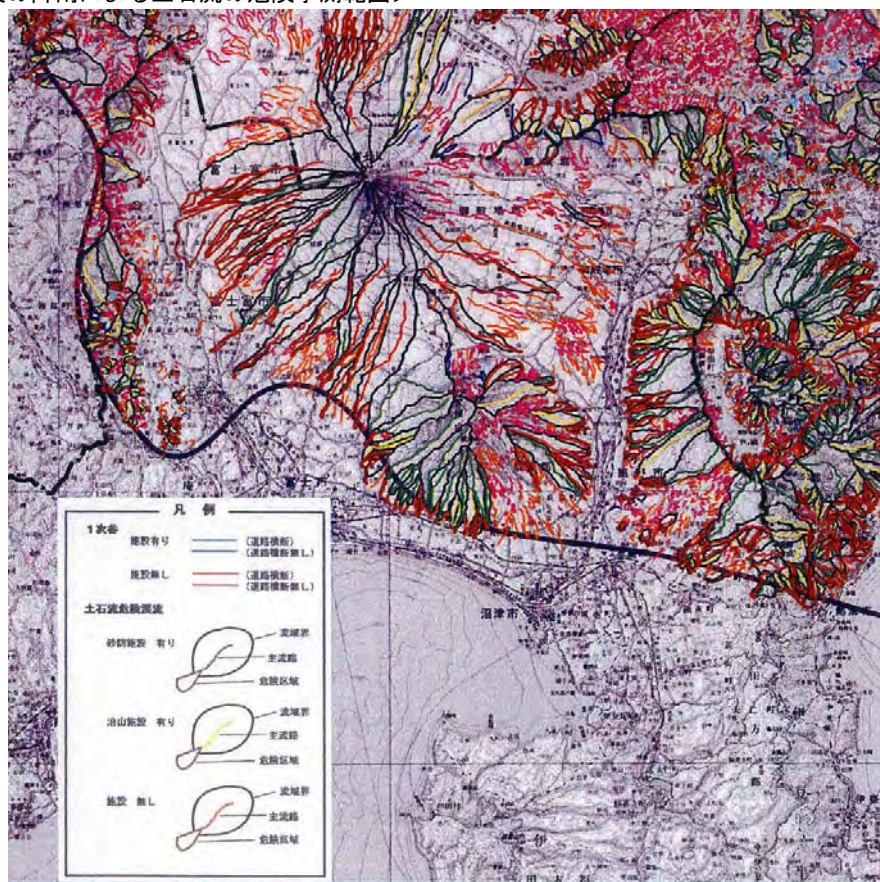


図3 <降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲>



## 第5節 火山情報の種類と発表基準

気象庁が発表する火山情報（火山観測情報、臨時火山情報及び緊急火山情報）の発表基準と、それぞれの情報が発表されるとき、富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性については次のとおりである。

種類	発表基準
火山観測情報	<p>火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認めた場合（この場合、直ちに噴火する可能性は極めて低い）。あるいは、緊急火山情報又は臨時火山情報を補完するために発表する場合。</p> <p><b>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</b></p> <p>ア 特段、新たな防災対応を必要としないが、火山活動の状態の変化等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、今後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>イ 直ちに噴火する可能性を示す異常現象は観測されていないが、火山活動の状態の変化等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、その後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>ウ 噴火が発生したあるいは噴火の可能性がある場合においても、その影響が小さいあるいはすでに規制された範囲内にとどまる可能性が高い場合で、そのような火山活動の状況等を周知する必要があると考えられる場合。火山活動の状況によっては、その後の火山情報に注意を払う必要がある。</p> <p>エ 噴火活動が低下した、あるいは噴火の可能性を示す異常現象に低下が認められ、噴火災害の危険性も低下した場合。</p>
臨時火山情報	<p>火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合（火山周辺では注意が必要であるが、居住地などで人的被害を生じる可能性は低い。火山活動の推移によっては、緊急火山情報の発表に至る可能性もあり、今後の情報に注意。）</p> <p><b>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</b></p> <p>ア 火山性地震や地殻変動などから判断し、今後、噴火する可能性があり火山周辺では注意を要するが、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。</p> <p>イ 噴火が発生したが、噴火の状態及び火山性地震や地殻変動などから判断し、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。今後も、同程度の噴火が発生し、影響する範囲では注意を要する。</p> <p>ウ 既に緊急火山情報を発表しているが、その後噴火が発生し、その規模から判断して居住地などには影響を及ぼさない可能性が大きいことを臨時火山情報で周知する場合。</p> <p>エ 先に臨時火山情報を発表した時点より、火山活動が高まった場合。ただし、今すぐ噴火したとしても、火山周辺では注意を要するが、居住地などで人的被害が生ずる可能性は低いと考えられる場合。</p> <p>オ 火山活動が低下した後、再び活発化し、臨時火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p>
緊急火山情報	<p>噴火により、居住地などで重大な人的被害が生じた、あるいはそのおそれがある場合（火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要があると認める場合）</p> <p><b>【富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性】</b></p> <p>ア 火山性地震や地殻変動などから判断し、居住地などで重大な人的被害が生ずる噴火の可能性があり警戒すべき場合。</p> <p>イ 噴火により居住地などで重大な人的被害が生じた場合、あるいは居住地などで重大な人的被害を生ずる可能性がある噴火であると考えられる場合。</p> <p>ウ 既に緊急火山情報を発表しているが、その後噴火が発生し、その規模から判断して緊急火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p> <p>エ 先に緊急火山情報を発表した時点より、噴火の可能性がより切迫したあるいは想定した噴火規模がより大きくなったと考えられる場合。</p> <p>オ 火山活動が低下した後、再び活発化し、緊急火山情報を発表する必要があると考えられる場合。</p>

（注）緊急火山情報は、「活動火山対策特別措置法」第21条に基づき、他の機関に先だって、県知事に、通報される情報である。



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 災害に強いまちづくり

#### 1 安全な土地利用

県及び山体周辺市町は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、ハザードマップに基づく火山現象の影響予測範囲に関する情報提供を積極的に行う。

#### 2 公共施設等の安全性確保

##### (1) 県及び山体周辺市町

噴石影響予測範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の公共施設及び避難所となる施設の整備を行う場合は、建物構造の強化に努める。

##### (2) 医療・社会福祉施設等

噴石影響予測範囲内及び大量降灰が想定される範囲内の医療・社会福祉施設等の整備を行う場合は、建物構造の強化に努める。

#### 3 砂防・治山施設の整備

(1) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県及び山体周辺市町は、富士山の山体における砂防・治山施設の整備を行う場合は、火山災害の防止も考慮した整備に努める。

(2) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所及び県は、降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等の整備に努める。

#### 4 ライフライン施設の安全性確保

降灰が想定される範囲内に施設を有するライフライン施設の管理者は、降灰による水質汚濁の予防、下水処理機能の維持、碍子からの漏電を防止するための予防洗浄体制の整備、通信障害の防止など、火山災害に対する施設の安全性確保に努める。

### 第2節 防災関連情報の把握

山体周辺市町は、防災対策の円滑な実施を図るため、防災関連情報の資料を作成する。

防災関連情報の主な事項は、次のとおりである。

- 1 本章第8節に規定する噴火前に避難行動をすべき地域内における人口（昼・夜間別）、世帯数及び自主防災組織の状況
- 2 本章第8節に規定する噴火前に避難行動をすべき地域内における消防職員・団員数、消防車両等の配置状況
- 3 本章第8節に規定する噴火前に避難行動をすべき地域内における医療施設及び社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況
- 4 一時集合場所の状況
- 5 火山災害時における避難所の状況
- 6 避難路、優先的に啓開を要する道路及び交通規制実施予定区域

### 第3節 火山防災知識の普及・啓発

#### 1 県民等への啓発活動

##### (1) 県

市町村と協力して、ハザードマップを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発を図る。

##### (2) 山体周辺市町

ア 住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。

イ 火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。

ウ 火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。

## 2 観光客・観光事業者への啓発活動

- (1) 県及び山体周辺市町並びに降灰が 10cm 以上と想定され、降灰後の降雨により、土石流の危険が予測される沼津市、熱海市、三島市、函南町、長泉町及び芝川町（以下「降灰後の降雨による土石流危険予測範囲内市町」という。）は、観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発を図る。
- (2) 県、山体周辺市町及び降灰後の降雨による土石流危険予測範囲内市町は、観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。

## 3 児童・生徒への防災教育

学校は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。

## 第4節 火山観測・監視体制の整備

- 1 県は、気象庁及び関係機関による観測・監視情報の共有体制の構築に努める。
- 2 県は、異常時における上空からの監視・情報収集のために、ヘリコプターの出動体制の整備を図る。
- 3 県は、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究のデータについて、必要があれば、その提供を依頼し、県及び山体周辺市町内のデータの蓄積に努めるものとする。

## 第5節 異常現象発見の通報

### 1 異常現象発見者

地割れ、臭気等火山活動の現象に関すると思われる異常を発見した者は、直ちに最寄りの山体周辺市町の長又は警察官に通報するものとする。

### 2 山体周辺市町

山体周辺市町の長は、警察官、住民等から火山活動の現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び気象庁にこれを通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。

### 3 警察官

警察官は、住民等から火山活動の現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの山体周辺市町の長に通報するものとする。

### 4 県

知事は、山体周辺市町の長から火山活動の現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに気象庁にこれを通報するものとする。

## 第6節 関係機関との連携体制の整備

- 1 県は、富士山の火山災害に係る市町及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の現状等について、情報交換等を行うとともに、富士山の火山防災対策に関して連絡調整を行う体制を整備する。
- 2 県は、富士山の異常現象に関する情報について、山梨県と情報共有体制を整備する。

## 第7節 防災訓練

### 1 県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織等

噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。

### 2 県民

県民は、県、山体周辺市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

## 第8節 噴火前に避難行動をすべき地域

山体周辺市町の長は、本計画第1章第3節の図1に示す火山現象の影響予測範囲をもとに、噴火前に避難行動をすべき地域（以下「避難対象地域」という。）を次の3地域に区分してあらかじめ設定する。

なお、避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、字、地物等を考慮し、地域を設定するものとする。

### 1 第1次避難対象地域

想定火口範囲

### 2 第2次避難対象地域

火砕流・火砕サージ影響予測範囲、噴石影響予測範囲及び溶岩流3時間以内影響予測範囲を重ねた範囲から第1次避難対象地域を除いた範囲とし、積雪期には当該範囲に融雪型火山泥流の影響予測範囲内の谷筋や川沿いなどの低地を加えた範囲

### 3 第3次避難対象地域

溶岩流24時間以内影響予測範囲から第1次避難対象地域及び第2次避難対象地域を除いた範囲

## 第9節 自主防災活動

噴火前に避難行動をすべき地域内の自主防災組織は、山体周辺市町と協力して次の自主防災活動に努めるものとする。

- 1 ハザードマップに基づく火山現象の影響予測範囲の確認
- 2 気象庁が発表する火山情報の種類、発表基準の確認
- 3 火山災害時の避難経路及び避難所の確認
- 4 住民等に対する避難誘導方法の検討
- 5 要介護者台帳に基づく災害時要援護者の把握
- 6 災害時要援護者に対する支援方法の検討
- 7 噴火を想定した防災訓練の実施

## 第10節 施設等の防災力の向上

### 1 観光施設等の防災対策の推進

#### (1) 観光施設等

ア 避難対象地域内の観光施設等の施設管理者は、利用者等の避難誘導が的確に実施できるよう、利用者等への情報伝達体制、避難の開始時期、避難方法、避難路等に関する避難計画の策定に努める。

イ 火山防災マップの掲示やパンフレット等の配布などにより、利用者等に対する火山防災知識の普及に努める。

ウ 火山活動に伴う利用者等の避難を支援できる体制の整備に努める。

#### (2) 県及び山体周辺市町

避難対象地域内の観光施設等に対して、避難計画の策定を促進する。

### 2 医療・社会福祉施設等の防災対策の推進

#### (1) 医療・社会福祉施設等

避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者は、通院・通所者及び入院・入所者の避難誘導が的確に実施できるよう、通院・通所者及び入院・入所者への情報伝達体制、入所者及び通所者並びに帰宅可能な入院患者に対する家族等への引渡しのための連絡体制及び

連絡方法、家族等への引渡しが困難な者に対する移送手段の確保、受入先の確保、避難の開始時期、避難路等に関する避難計画の策定に努める。

(2) 県及び山体周辺市町

ア 避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の現況把握（入院・入所・通所者数、避難計画の有無、車両等避難手段の状況等）を行う。

イ 避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行う。

## 第 11 節 避難に関連する情報の伝達体制の整備

- 1 山体周辺市町は、避難の勧告又は指示並びに避難準備、下山、入山自粛及び不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けなどの避難に関連する情報が的確に伝達できるよう、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織、報道機関等と連携して多様な伝達体制の整備を図る。
- 2 山体周辺市町は、観光施設等、医療・社会福祉施設等に避難に関連する情報が的確に伝達できる体制の整備に努める。
- 3 山体周辺市町は、登山客、観光客等一時滞在者（以下「一時滞在者」という。）の避難状況の把握、問い合わせ対応について、観光協会等関係機関との連携体制の整備に努める。

## 第 12 節 避難活動に関する体制の整備

### 1 避難体制の整備

(1) 避難に関する協議体制の整備

県は、山体周辺市町の長が火山活動に伴う避難に関連する判断を行うにあたり、必要に応じて的確かつ迅速に助言できるように、山体周辺市町との協議・連携体制を整備する。

(2) 広域避難のための体制整備

ア 山体周辺市町は、噴火に伴う被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、あらかじめ近隣市町に避難するための広域避難計画の策定に努める。

イ 山体周辺市町の長は、住民等に対して、近隣市町に分散して避難することを勧告又は指示する場合に備えて、事前に近隣市町の長に対して避難者の受入れ等についての応援を申し入れるとともに、必要な事項については、事前に協定を締結しておく。

ウ 近隣市町の長は、避難者の受入れ等について当該山体周辺市町の長より応援の依頼があったときは、これに応じる。このために必要な事項については、事前に協定を締結しておく。

エ 県は、山体周辺市町が近隣市町に避難するための広域避難計画を策定する際の近隣市町との調整、避難者受け入れ先の確保等に関する調整などの支援を行う。

オ 県は、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。

カ 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所、県、県公安委員会、山体周辺市町、日本道路公団、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び社団法人静岡県バス協会は、広域避難を実施する際の協力体制を協議し、体制の整備に努める。

### 2 避難所等の指定

山体周辺市町の長は、噴火による災害から避難する住民等を受け入れる避難所及び車両で集団避難する場合の一時集合場所をあらかじめ指定する。

避難所及び一時集合場所の指定にあたっては次の事項に配慮する。

- (1) 災害時要援護者の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。
- (2) 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。
- (3) 十分な駐車スペースが確保されていること。
- (4) 一時集合場所は、原則として徒歩で避難できる範囲内であること。
- (5) 一時集合場所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後の降雨による土石流の影響が予測される範囲を避けること。

### 3 避難経路の設定

- (1) 山体周辺市町の長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路をあらかじめ設定する。また、山体周辺市町の長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。



- (2) 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び降灰後の降雨による土石流の影響が予測される場所を避けて設定する。

#### 4 緊急輸送体制の整備

- (1) 山体周辺市町は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。
- (2) 山体周辺市町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。
- (3) 県は、山体周辺市町とバス会社等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。

#### 5 道路啓開体制の整備

道路管理者は、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰により通行に支障をきたす場合に備えるため、次の事項について道路啓開体制の整備を図るものとする。

- (1) 優先的に啓開を要する道路の選定
- (2) 道路啓開活動要員の確保
- (3) 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の除灰に必要な車両の確保

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 情報の伝達及び広報

#### 1 火山情報の通報及び伝達

##### (1) 県

ア 緊急火山情報の通報又は臨時火山情報の伝達を受けたときは、火山情報に関する内容及び予測される災害の態様並びにとるべき措置を付加したものを市町村長及び関係機関に通報又は伝達する。

イ 火山専門家から、火山活動状況及び火山情報に関する内容について助言を受けたときは、必要に応じてその内容等について気象庁に連絡するとともに、市町村長及び関係機関に伝達する。

##### (2) 市町村

緊急火山情報の通報を受けたとき又は臨時火山情報の伝達を受けたときは、火山情報に関する内容、とるべき防災行動等について、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織、報道機関等と連携して、迅速かつ的確に住民、一時滞在者、関係機関等へ伝達し、周知徹底に努める。

##### (3) 道路管理者

緊急火山情報の通報を受けたとき又は臨時火山情報の伝達を受けたときは、火山情報に関する内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。

#### 2 避難に関連する情報伝達

山体周辺市町の長は、避難の勧告又は指示並びに避難準備、下山、入山自粛及び不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けなどの避難に関連する情報を、直ちに、同時通報用無線、有線放送、広報車等により住民、一時滞在者、関係機関等に伝達するほか、警察官、自主防災組織、報道機関等の協力を得てその旨の周知徹底に努める。

なお、情報伝達にあたっては、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮するよう努める。

#### 3 問合せ対応

県及び山体周辺市町は、臨時火山情報及び緊急火山情報等の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、家庭内の防災対策等の問合せに対応するため、窓口を設置する。

### 第2節 社会秩序維持活動

#### 1 県

(1) 知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町村長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。

(2) 知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

#### 2 県警察

県警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

#### 3 市町村

市町村長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

## 第3節 避難行動

### 1 避難行動の基本方針

噴火が始まる前には、群発地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等の現象が発生することが想定される。このため、気象庁から発表される火山情報による火山活動の状況に応じ、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

### 2 避難の勧告及び指示

- (1) 山体周辺市町の長は、火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。また、危険が切迫していると認めるとき、又は避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。
- (2) 警察官は、火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ、山体周辺市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員が現場にいないとき、又は山体周辺市町の長から要求があったときは、住民等に対し避難の指示をする。この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を山体周辺市町の長に通知する。
- (3) 知事は、災害の発生により山体周辺市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山体周辺市町の長に代わって避難の勧告又は指示をする。
- (4) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛庁長官の指定する者に報告する。
- (5) 山体周辺市町の長又は知事は、避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を伝達するほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て周知徹底を図る。
  - ア 避難の勧告又は指示の主旨
  - イ 避難の勧告又は指示が出された地域名
  - ウ 避難所の名称及び所在地
  - エ 避難経路及び誘導方法
- (6) 山体周辺市町の長は、避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

### 3 警戒区域の設定

- (1) 山体周辺市町の長は、火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 警察官は、火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、山体周辺市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員が現場にいないとき、又は山体周辺市町の長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を山体周辺市町の長に通知する。
- (3) 知事は災害発生により山体周辺市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山体周辺市町の長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
- (4) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、山体周辺市町の長若しくはその委任を受けた山体周辺市町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を山体周辺市町の長に通知する。
- (5) 山体周辺市町の長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

### 4 住民等の避難方法

- (1) 住民等は、山体周辺市町の長から避難の勧告又は指示があった場合、自ら避難のための交通手段を確保できる者は、当該交通手段により避難対象地域以外に避難又は退去することと

し、自ら交通手段を確保できない者は、山体周辺市町の長があらかじめ指定した一時集場所に集合し、当該市町が用意する車両で避難対象地域以外に避難又は退去する。

また、医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。

- (2) 住民等は、避難する場合、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグルなどの着用に努める。

## 5 火山活動の状況に応じた避難対応

山体周辺市町の長は、次のとおり火山活動の状況及び火山情報に応じた避難対応を行う。

火山活動の状況 及び 火山情報	避難対象地域	市町長の避難対応		
		住民に対して		一時滞在者に対して (登山客、観光客等)
		(災害時要援護者)		
火山活動への注意を喚起する「臨時火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域	————	————	当該地域内からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
噴火の高まりを示す「臨時火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域	避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		
	第2次避難対象地域	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)		当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
	第3次避難対象地域	————	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。
噴火の可能性が高まり「緊急火山情報」が発表されたとき	第1次及び第2次避難対象地域	第1次避難対象地域は、避難勧告又は指示を継続する。 第2次避難対象地域は、避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		
	第3次避難対象地域	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)		当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。
噴火の可能性が高まり「緊急火山情報」が発表された後に噴火し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基つき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を継続する。		
	第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基つき火山現象の影響が予測される地域以外の地域	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。		
	第3次避難対象地域	————	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)	当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
				当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。



噴火の高まりを示す「臨時火山情報」又は噴火の可能性が高まった「緊急火山情報」が発表されずに噴火し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)	
	第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)	当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
	第3次避難対象地域	————	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)
溶岩流が発生し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	第3次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。	
	溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域	避難勧告又は指示を行う。	
降灰が発生し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	降灰が予想される地域	降灰時における注意の呼び掛けを実施する。	
	大量の降灰(概ね30cm/日)が予想される地域	避難勧告又は指示を行う。	

## 6 住民等が実施する自衛措置

- (1) 住民等は、降灰時には、できる限り外出を控え、やむを得ず外出する場合は、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグルなどを着用する。
- (2) 災害時要援護者(介護者等を含む)は、避難勧告又は指示後では迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、山体周辺市町の長から避難準備の呼び掛けがあった場合は、早期の避難に努める。
- (3) 一時滞在者は、山体周辺市町の長から下山の呼び掛け、入山自粛の呼び掛け及び不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けがあった場合は、呼び掛けの対象となった避難対象地域からの退去に努める。

## 7 避難所の開設

- (1) 山体周辺市町の長は、噴火により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。
- (2) 山体周辺市町の長は、住民に避難準備の呼び掛けを実施した場合、避難所を開設する。

## 第4節 避難勧告・指示の対象区域及び警戒区域の見直し

- 1 山体周辺市町の長は、新たな火山災害の危険性が発生した地域又は危険性が解消された避難対象地域については、安全性等を確認し、避難勧告・指示の対象区域及び警戒区域の見直しを適宜行う。
- 2 山体周辺市町の長は、避難勧告・指示の対象区域及び警戒区域の見直しを行う場合は、県に助言を求めることができる。
- 3 県は、山体周辺市町の長から避難勧告・指示の対象区域及び警戒区域の見直しを行うに当たり助言を求められた場合は、必要に応じて関係機関、火山専門家等と協議を行う。

## 第5節 輸送計画

- 1 山体周辺市町は、噴火の可能性の高まりを示す臨時火山情報発表時に避難用車両を確保する。
- 2 県は、山体周辺市町が避難用車両を確保するにあたり、必要に応じて調整・支援を行う。

## 第6節 交通応急対策計画

### 1 陸上交通

- (1) 県公安委員会は、災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行の安全を確保し、迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策活動の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の流入を禁止又は制限するものとする。
- (2) 県公安委員会は、被害の拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している当該地域での一般車両の走行及び当該地域への流入を禁止又は制限する。
- (3) 道路管理者は、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰により、優先的に啓開を要する道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、本計画第2章第12節5に規定する道路啓開体制に基づき、速やかに応急復旧を実施する。
- (4) 道路管理者は、降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内において降灰の堆積厚が10cm以上あり、かつ、時間雨量10mm以上の降雨があった場合は、土石流の流路及び氾濫範囲にある道路への一般車両の流入を極力、禁止又は制限するものとする。
- (5) 県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、県、市町村、警察庁、管区警察局、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。
- (6) 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、除灰、仮線路などの応急対策を行う。

### 2 航空交通

県は、取材及びその他の事由により噴火地点の上空を航行する航空機の安全を確保するため、国土交通省等に協力を求め、必要に応じ注意を喚起するよう関係機関に広報する。

## 第7節 被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

- 1 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県、山体周辺市町、降灰後の降雨による土石流危険予測範囲内市町及び降灰があった市町
  - (1) 築壘、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
  - (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
  - (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
  - (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
- 2 降灰があった地域の住民及び事業者  
住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

## 第8節 一時帰宅の実施

- 1 山体周辺市町の長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全性の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。

- 2 山体周辺市町の長は、一時帰宅を行う場合は、県に助言を求めることができる。
- 3 県は、山体周辺市町の長から一時帰宅を行うに当たり助言を求められた場合は、必要に応じて関係機関、火山専門家等と協議を行う。

## 第4章 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

- 1 県
  - (1) 危険性の緊急調査の実施
  - (2) 土石流対策の緊急工事
- 2 山体周辺市町及び降灰後の降雨による土石流危険予測範囲内市町
  - (1) 警戒基準雨量の見直し
  - (2) 警戒避難体制の確立
  - (3) 降雨時の避難の実施

